

全国高等専門学校体育大会競技専門部設置規則

制定 平成24年6月15日

(設置)

第1条 一般社団法人全国高等専門学校連合会（以下「連合会」という。）定款第4条第3号及び第4号に掲げる事業の円滑な実施を図るため、体育大会に、次の各号に掲げる競技種目ごとに専門部を置く。

- 一 陸上競技
- 二 バスケットボール
- 三 バレーボール
- 四 サッカー
- 五 ラグビーフットボール
- 六 ハンドボール
- 七 テニス
- 八 ソフトテニス
- 九 卓球
- 十 バドミントン
- 十一 柔道
- 十二 剣道
- 十三 水泳
- 十四 硬式野球

(目的)

第2条 専門部は、関係競技団体との連携の下に、高等専門学校（以下「高専」という。）における各競技の健全な発展を図り、高専教育の充実に資することを目的とする。

(事業)

第3条 専門部は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 競技種目別競技会の主管
- 二 関係競技団体との連絡、調整
- 三 競技の普及、指導
- 四 その他目的を達成するために必要な事業

(構成)

第4条 専門部の構成は、次のとおりとする。

- 一 部長 1名
- 二 委員長 1名

- 三 副委員長 1名
- 四 委員 若干名

(選出)

- 第5条 専門部の部長は、高専校長とし、総会の議を経て会長が委嘱する。
- 2 専門部の委員長は、高専教員とし、理事会の議を経て会長が委嘱する。
 - 3 専門部の副委員長は、部長の属する高専の事務部（局、室）長とし、会長が委嘱する。
 - 4 専門部の委員は、高専教員とし、原則として各地区（連合会定款施行規則別表に掲げる地区をいう。）1名を理事会の議を経て、会長が委嘱する。

(任期)

- 第6条 専門部の構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(会議)

- 第7条 会議は、必要に応じて部長が招集し、開催する。

(会計)

- 第8条 専門部の会計は、連合会事務局及び全国高専体育大会担当校において一括処理する。

(細則)

- 第9条 この規則に定めるもののほか、各専門部の運営に必要な事項は、理事会の議を経て部長が定める。

(事務)

- 第10条 専門部に係る事務は、部長の属する高専の事務部（局、室）が担当する。

附 則（平成24年6月15日制定）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。